

寄 附 行 為

- 設立許可 昭和61年6月2日付け北海道商工第294号指令
- 変更許可 平成9年7月9日付け北海道産技第90号指令
- 変更許可 平成10年3月19日付け北海道産技第600号指令
- 変更許可 平成10年6月19日付け北海道産技第225号指令
- 変更許可 平成11年7月19日付け北海道産技第230号指令
- 変更許可 平成13年6月25日付け北海道科技第125号指令
- 変更許可 平成16年7月5日付け北海道科技第163号指令
- 変更許可 平成17年4月8日付け北海道科技第20号指令
- 変更許可 平成19年7月11日付け北海道科技第311号指令

ノーステック財団

財団法人 北海道科学技術総合振興センター

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

【名 称】

第 1 条 この法人は、財団法人北海道科学技術総合振興センター（英文名 Northern Advancement Center for Science & Technology。略称「ノーステック財団」、
「NOASTEC」）と称する。

【事務所】

第 2 条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。
2 この法人は、理事会の議決を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

【目 的】

第 3 条 この法人は、北海道における科学技術及び産業技術の振興に関する事業を総合的横断的に推進し、技術の振興発展の基盤強化を図るとともに、基礎研究から実用化・事業化まで一貫した支援活動や国際的な科学・産業技術の交流などを進めることにより、北海道産業の振興及び活力ある地域経済の実現と道民生活の向上に資することを目的とする。

【事 業】

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 科学及び産業技術に関する研究開発の推進
(2) 産学官連携及び共同研究の推進
(3) 研究成果の事業化・実用化の推進
(4) 科学及び産業技術の活用による新たな事業創造の推進
(5) 科学及び産業技術に関する人材育成
(6) 科学及び産業技術に関する国内外における交流の推進
(7) 科学及び産業技術に関する調査及び情報提供
(8) 北海道産学官協働センターの運営及び管理
(9) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

【財産の構成】

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 寄附金品
(3) 財産から生ずる収入
(4) 事業に伴う収入

- (5) 賛助金収入
- (6) その他の収入

【財産の種別】

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

【財産の管理】

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。ただし、管理方法について指定して寄附されたものがあるときは、その指定に従わなければならない。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署又は銀行等への定期預金、信託会社への信託、国債又は公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

【基本財産の処分の制限】

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、北海道知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

【経費の支弁】

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

【事業計画及び予算】

第 10 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

【暫定予算】

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【特別会計】

第 12 条 この法人の事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第 10 条の予算及び第 13 条の決算に計上しなければならない。

【事業報告及び決算】

第 13 条 この法人の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度終了後 3 か月以内に北海道知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

【剰余金の処分】

第 14 条 この法人の決算に剰余金が生じた場合には、繰り越した欠損金があるときは、その補填に充て、なお剰余金のあるときは、理事会の議決を得て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌会計年度に繰り越すものとする。

【長期借入金】

第 15 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入額を上限とする当該返済期間が 1 年以内の短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、北海道知事に届け出なければならない。

【義務の負担及び権利の放棄】

第 16 条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、北海道知事に届け出なければならない。

【会計年度】

第 17 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員

【種類及び定数】

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 25 人以上 30 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち、1 人を会長、1 人を理事長、5 人以内を副理事長、1 人を専務理事、3 人以内を常務理事とする。

【選任等】

第 19 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか 1 人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

【職務】

第20条 会長は、この法人を総轄する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を総括するとともに、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を処理する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は北海道知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること

【任期】

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解任】

第22条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、理事会及び評議員会において議決する前に、当該役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

【報酬等】

第23条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

【構成】

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

【権能】

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決する。

【開催】

第26条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第20条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

【招集】

第27条 理事会は、第20条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

【議長】

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

【定足数】

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

【議決】

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議事に関し特別な利害関係のある理事は、定足数に算入せず、また、表決権を行使することはできない。

【書面表決等】

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

- 2 理事長は、軽微な事項については、書面による賛否を求めて理事会の議決に代える

ことができる。

【議事録】

第 32 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数
 - (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員、評議員会及び顧問等

【評議員】

第 33 条 この法人に、評議員 30 人以上 35 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 3 第 21 条から第 23 条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

【評議員会】

第 34 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第 20 条第 6 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第 29 条から第 32 条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

【顧問及び参与】

第 35 条 この法人に、顧問 20 人以内及び参与 20 人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 参与は、この法人の事業に関して理事長の諮問に答え、又は意見を述べるこ

できる。

- 5 顧問の任期は、第21条第1項及び第2項の規定を準用し、参与の任期は、第21条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」又は「参与」と読み替えるものとする。

第6章 企画委員会及び専門委員会

【企画委員会】

- 第36条 この法人に、第4条に規定する事業の円滑な遂行を図るため、企画委員会を設けることができる。
- 2 企画委員会は、第10条に規定する事業計画及びこれに伴う予算作成の基本方針を審議し、理事長に建議する。
- 3 企画委員会は、15人以上25人以内の企画委員をもって構成する。
- 4 企画委員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 5 企画委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 その他企画委員会及び企画委員に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

【専門委員会】

- 第37条 この法人に、第10条の事業計画の円滑な遂行を図るため、必要に応じて専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員は、企画委員会の推薦を受けて、理事長が委嘱する。
- 3 その他専門委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

【賛助会員】

- 第38条 この法人に、賛助会員を置くことができる。
- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する法人及び個人とする。
- 3 前2項のほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

【寄附行為の変更】

- 第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、北海道知事の許可を得なければ変更することができない。

【解 散】

第 40 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得て、解散することができる。

【残余財産の処分】

第 41 条 この法人が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 事 務 局

【設置等】

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 4 その他事務局及び職員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

【備付け書類及び帳簿】

第 43 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第 1 0 章 雑 則

【委 任】

第 44 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則 1 この寄附行為は、設立許可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。

2 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条第 1 項の規定にかか

ならず、設立者の定めるところによる。

- 3 本財団の設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、許可日から昭和62年3月31日までとする。
- 4 本財団の設立当初の役員は、第16条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
- 5 本財団の設立当初の評議員は、第21条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は第21条第5項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

- 附 則 1 この寄附行為の変更は、平成9年7月9日から施行する。
- 附 則 1 この寄附行為の変更は、平成10年3月19日から施行する。
- 附 則 1 この寄附行為の変更は、平成10年6月19日から施行する。
- 附 則 1 この寄附行為の変更は、平成11年7月19日から施行する。
- 附 則 1 この寄附行為の変更は、平成13年7月1日から施行する。
- 附 則 1 この寄附行為の変更は、平成16年7月5日から施行する。
- 附 則 1 この寄附行為の変更は、平成17年4月8日から施行する。
- 附 則 1 この寄附行為の変更は、平成19年7月11日から施行する。